

コメの新たな流通監視措置

米トレス法・改正食糧法施行される

米穀の集荷・販売の現場に影響を与えそうな2つの法律が今年次々と施行される。米トレス法(正式名称:米穀等の取引等に係る記録及び産地情報の伝達に関する法律)と改正食糧法だ。前者は米穀およびその加工品を取り扱うすべての事業者(米穀の産地情報の記録と消費者等への伝達を義務付けるもの、後者は米穀の出荷・販売業者に対する加工用米などの用途が限定された米穀や食用を禁じられた米穀の転用防止策の措置を義務付けるもの)だ。改正食糧法の施行は今年4月、米トレス法の施行は今年10月から始まる(記録義務)。法律の対応を円滑にする一助にさせていただくため、今号ではこれらの法律の対応すべき注意点をまとめた(詳細は農水のHPをご参照 http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)。

生産者まで要求される事業者の産地情報の記録・伝達

既述のとおり、米トレス法は生産者を含む、すべての米穀・米穀加工品を取り扱う事業者を対象とするものだ。事業者は下記のポイントにあげる事項を記録し原則3年(米穀類は5年)保管する必要がある、産地情報は事業者・消費者に容器や包装等の表示で伝達する必要がある。

【記録事項】(保存期間:原則3年(米穀類5年))

品名、産地*、数量、年月日(搬入・搬出した日)、搬出入した場所、米穀の用途等
 *産地は「国産」「国産」「県産」等と記載

記録の不保持や偽装、虚偽の伝達などの義務違反には罰則(50万円以下の罰金)が適用されるので要注意だ。次に産地情報の伝達に際し、対応しておきたいチェック事項を列記した(右ご参照)。

中でも、米穀を直接生産者から集荷されている方は、今年秋以降のトラブルを避ける為、生産者に事前の注意を喚起されたい。

【チェック事項】(情報の記録に際して)

出荷・販売の伝票を受領(又は請求書を発行)しているか。
 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存しているか。
 用途限定米穀(加工用米・飼料用米など)は用途を記録しているか。

【チェック事項】(情報の伝達に際して)

受領した伝票、発行した請求書等への産地の記載がなされているか。
 容器・包装への産地の記載がなされているか。

用途限定米穀・食用不適米穀の用途外使用に罰則

平成20年9月に発覚した米穀加工販売会社「三笠フーズ」の工業用「事故米」の不正転売問題は、まだ関係者の記憶に新しいが、今年4月より施行される改正食糧法では、このような食用不適米穀や加工用米・新規需要米のように主食用以外に用途が限定された米穀について、区分管理と転用防止措置の実施、ならびにコンプライアンス体

【チェック事項】

用途限定米穀・食用不適米穀について紙袋等の包装への用途の表示があるか。
 販売先と用途外転用をしない旨の契約・誓約書等の手交・受理がなされているか。

【罰則】

改正食糧法の遵守事項違反 勧告(公表)・命令 命令違反 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
 報告徴収・立ち入り検査の拒否 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金

(次ページへ続く)

制の確立が義務付けられている。

用途限定米穀等についても、前項の米トレサ法に基づく情報の記録・伝達に関する規定に基づく対応が必要とされるが、特に用途限定米穀の取り扱いを行う(もしくは行っている)場合、改正食糧法が求める次の対応が取れているか、今一度ご確認いただきたい。なお、改正食糧法により、用途限定米穀等の用途外使用には罰則が課されること、また行政の求める報告や立ち入り検査の拒否については、罰則が強化されたことも覚えておきたい。

次号に、戸別所得補償制度の概説及び同制度と改正食糧法との関連について掲載予定。 (米穀部/小田)

~~~~~

## 緑茶で J G A P 団体認証取得

~二回のチャレンジで認証取得(09年12月22日)にしたな株式会社  
豊田肥料(株) 植物科学研究所 早川克己

にしたな(株)さん、この度は J G A P 認証取得おめでとうございます。平成 19 年度完成の最新鋭茶工場を持つ“にしたな”さんは、美味しい懐石料理(全国人気ランキング上位)が有名な料理部と真新しい近代的な荒茶工場、良質茶を生産する茶業部を営まれています。

昨年3月、“にしたな”さんから当社(豊田肥料)に J G A P 団体認証のフォローの依頼を受けましたが、内心は心配で自信がありませんでした。“にしたな”さんの傘下の生葉生産農家さんは40軒以上おられ、会社勤めの傍らお茶を栽培されている二種兼業農家の方や、高齢の方も少なくないため、高いレベルの J G A P 取得に付いて



後方左より川口氏・松尾氏・中田氏・山内氏・植山氏  
前方左より川島氏・鈴木社長・佐藤氏(豊田肥料)・馬淵氏・鈴木取締役

きてくれるか?が最初の心配事でした。昨年3月、最初の G A P 説明会を行なった時は、案の定農家さんの顔には「めんどくさい事やるな!」との言葉がクツキリと浮かんでおり、質問も否定的な意見が多く、前途多難と思っていたのですが、鈴木社長の「これからは、J G A P を取って差別化して行かなければ生き残れない!」と言う信念が農家さんを動かし、取得に向け動き出しました。しかし、私は J G A P の認証取得までの指導も団体認証の内部監査も初めての経験でしたので、私の指導経験の浅さと、“にしたな”さんとの行き違いが災いし、初回の審査では多数の問題点・改善点を指摘され、認証取得失敗となってしまい悔しい思いを残しました。

それでも鈴木社長の認証取得への情熱は衰えず、当社も私と佐藤君に加え、内部監査資格のある水鳥君にも協力してもらい、二度目の審査に向け動きだしました。内部監査で、農家さんを一軒一軒回って細かい指導を行なうという根気のいる作業を行なう中で、社員さんが「やるしか無いんだから、皆で協力してやるぞ!」という言葉に、鈴木社長の情熱が社員の方々に伝わっているのを感じ、感心しました。マニュアルの作成も非常に大変な作業ですが、これも“にしたな”さんの優秀な事務員さんの努力で完成し、二度目の審査に挑みました。審査の中で、農家さんが J G A P 審査員の方の問い正すような質問に戸惑い、高齢者の方は事実と全く違う答えを言ってしまう方もおられ、冷や冷やししながら審査を見守っていました。来年は事前に受け答えの練習もするべきかと、課題も見つけ、苦労はありましたが、得るものも大きい審査の末、J G A P 認証を取得できました。

今後、“にしたな”さんが、J G A P を武器に販売戦略を進めてゆくのに、微力ではありますが協力させていただきながら、私も勉強させていただきたいと思います。

~~~~~  
オリンピックではカーリングにハマっております。最初はとても単純な競技と思って見ていましたが、実はとても奥が深く、駆け引きやチームワークが重要。テレビに向かって思わず「ナイスショット」と叫んでいる方もいるのでは? 話題の女子フィギュアもいよいよ始まり、オリンピックも大詰め。日本人選手の全力を出し切った笑顔が沢山見られるといいですね。

編集局長:小田原次洋 アシスタント:助川尚子